

与那原町 沖縄赤瓦使用奨励金交付事業

断熱性◎ 通気性◎ 耐久性◎ 経済性◎ 沖縄赤瓦を使おう！

概要

地場産業の振興と赤瓦街並み景観形成の促進を図るために、沖縄赤瓦事業協同組合加入業者が生産した瓦などを使用した工事費用の一部を補助します。

補助対象建築物

与那原町内にある建築物または構築物で以下のもの

- ① 沖縄赤瓦の工事が20,000円以上を要した建築物
- ② 国、県又は他の制度による補助を受けていない建築物
- ③ 建築基準法第2号1号に規定する建築物（屋根及び壁、柱を有するもの）
- ④ 駐車場、通路、花壇、表札などの構築物
- ⑤ 町民税等を滞納していないこと

※ただし、建築物及び同一の所有者に関しては一回を限度とする

※共有名義の建築物は共有者のうち一人に限り対象とする

対象工事

沖縄県赤瓦事業組合加入事業者が生産した瓦、タイル、ブロック等を使用した工事

※与那原町に本社のある施工業者または町内個人事業者が施工したものに限ります。

※工事施工後1年以内に申請をお願いします。

交付金

対象工事費の30%（最高限度額30万円）

例① 対象工事費40万円
 $40万円 \times 0.3 = 12万円$

例② 対象工事費120万円
 $120万円 \times 0.3 = 36万円$
補助額 = 30万円（補助限度額があるため）



＜お問合せ先＞

与那原町役場 ブランド推進課
電話（098）945－5323

詳細や申請書については与那原町役場HP
かブランド推進課窓口までお願いします。

必要書類一覧

- ①沖縄赤瓦使用奨励金交付申請書（様式第1号）
- ②付近見取図（位置図）
- ③沖縄赤瓦を使用した箇所が分かる平面図及び立体図等
- ④工事費領収書の写し
- ⑤当該建築物等の完成写真
- ⑥沖縄赤瓦使用証明書（様式第2号）
- ⑦町税等納付状況調査照会同意書（様式第3号）
- ⑧工事事業者の本社所在地が証明できるもの（個人事業主の場合は住民票）
- ⑨その他町長が必要と認める書類

※申請書等についてはブランド推進課窓口で受け取るか、与那原町役場HPにてダウンロードしてください。

よくある質問

赤瓦を購入し自分で工事を施工した場合は申請できるか。

- ・ A. 申請者ご自身で工事を施工した場合は、購入した沖縄赤瓦の製品代金のみ申請することが可能です。

2世帯住宅の屋根に赤瓦を使用した場合（1階親名義と2階子名義）、親と子それぞれが申請することは可能か。

- ・ A. 同一の建築物の申請は一回となっているため、それぞれが申請することはできません。

半年ほど前に赤瓦を使用した工事を行ったが、まだ申請には間に合うか。

- ・ A. 工事施工後1年以内であれば申請することが可能となっています。

工事後1年以内であればいつでも申請できるのか。

- ・ A. 工事後1年以内であれば申請要件を満たしていますが、予算がなくなり次第受付終了する場合がありますので、なるべく早めに申請してください。

<お問合せ先>

与那原町役場 ブランド推進課
電話（098）945-5323



与那原町役場HP

